

**上郡地区**  
Kamigori  
桜ヶ丘 坪町 栄町  
上町 寺町 東町  
本町 原町 南町  
市町

**鞍居地区**  
Kurai  
緑ヶ丘 梅谷  
加賀 金出地下  
尾長谷 金出地中  
土井 戸谷  
土井の内 金出地  
小山 日光  
野崎 大杉野  
中村 瀧瀬  
広根 瀧瀬  
神田 光都

**上郡町**  
令和4年度  
令和4年4月  
令和5年3月

**家庭ごみ収集カレンダー**

お問い合わせは  
**上郡町役場**  
住民課  
電話 52-1115  
<http://www.town.kamigori.hyogo.jp/>



○ごみは、**収集日の朝8時30分**までに出してください。 ※ごみの分別方法は「**ごみと資源のわけ方・出し方**」をご確認ください。  
○燃えるごみ及び燃やさないごみ・埋立ごみは、必ず**上郡町の「有料指定袋」**で、粗大ごみは「**有料指定シール**」を貼って出してください。  
○電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは**特殊ごみ**で出してください。○PTA等の実施する資源ごみ回収にも、ご協力をお願いします。

**令和4年 4月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1 燃	2 燃
3 燃	4 燃	5 缶	6 燃	7 燃	8 燃	9 燃
10 燃	11 燃	12 燃	13 新聞・雑誌 紙類	14 燃	15 燃	16 燃
17 燃	18 燃	19 粗大 (小電)	20 燃	21 燃	22 燃	23 燃
24 燃	25 燃	26 燃	27 燃	28 埋立	29 燃	30 燃
※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)						

**7月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1 缶	2 燃
3 燃	4 燃	5 燃	6 燃	7 燃	8 燃	9 燃
10 燃	11 燃	12 燃	13 段ボール 紙パック・紙類 布類	14 燃	15 燃	16 燃
17 燃	18 燃	19 燃	20 燃	21 燃	22 燃	23 燃
24 燃	25 燃	26 粗大 (小電)	27 燃	28 燃	29 燃	30 燃
31 燃	※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)					

**10月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1 燃
2 燃	3 燃	4 缶	5 燃	6 燃	7 燃	8 燃
9 燃	10 燃	11 燃	12 燃	13 燃	14 燃	15 燃
16 燃	17 燃	18 燃	19 新聞・雑誌 紙類	20 燃	21 燃	22 燃
23 燃	24 燃	25 粗大 (小電)	26 燃	27 燃	28 燃	29 燃
30 燃	31 燃	※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)				

**令和5年 1月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1 燃	2 燃	3 燃	4 燃	5 燃	6 燃	7 燃
8 燃	9 燃	10 燃	11 燃	12 燃	13 燃	14 燃
15 燃	16 燃	17 燃	18 燃	19 燃	20 燃	21 燃
22 燃	23 燃	24 燃	25 燃	26 燃	27 燃	28 燃
29 燃	30 燃	31 燃	※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)			

**5月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1 燃	2 燃	3 燃	4 燃	5 燃	6 燃	7 燃
8 燃	9 燃	10 燃	11 燃	12 燃	13 燃	14 燃
15 燃	16 燃	17 燃	18 段ボール 紙パック・紙類 布類	19 燃	20 燃	21 燃
22 燃	23 燃	24 粗大 (小電)	25 燃	26 燃	27 燃	28 燃
29 燃	30 燃	31 燃	※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)			

**8月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1 燃	2 燃	3 燃	4 燃	5 燃	6 燃
7 燃	8 燃	9 燃	10 燃	11 燃	12 燃	13 燃
14 燃	15 燃	16 燃	17 新聞・雑誌 紙類	18 燃	19 燃	20 燃
21 燃	22 燃	23 粗大 (小電)	24 燃	25 燃	26 燃	27 燃
28 燃	29 燃	30 燃	31 燃	※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)		

**11月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1 缶	2 燃	3 燃	4 燃	5 燃
6 燃	7 燃	8 燃	9 段ボール 紙パック・紙類 布類	10 燃	11 燃	12 燃
13 燃	14 燃	15 燃	16 燃	17 燃	18 燃	19 燃
20 燃	21 燃	22 粗大 (小電)	23 燃	24 燃	25 燃	26 燃
27 燃	28 燃	29 燃	30 燃	※紙類(紙容器・雑がみ)は段ボール・紙バック・布類と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)		

**2月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1 燃	2 燃	3 燃	4 燃
5 燃	6 燃	7 燃	8 燃	9 燃	10 燃	11 燃
12 燃	13 燃	14 新聞・雑誌 紙類	15 燃	16 燃	17 燃	18 燃
19 燃	20 燃	21 燃	22 燃	23 燃	24 燃	25 燃
26 燃	27 燃	28 燃	※紙類(紙容器・雑がみ)は新聞・雑誌と同じ日に出せます。(それぞれ分けて出してください。)			

**6月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1 燃	2 燃	3 燃	4 燃
5 燃	6 燃	7 燃	8 燃	9 燃	10 燃	11 燃
12 燃	13 燃	14 燃	15 燃	16 燃	17 燃	18 燃
19 燃	20 燃	21 燃	22 燃	23 燃	24 燃	25 燃
26 燃	27 燃	28 燃	29 燃	30 燃	※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。	

**9月**

日	月	火	水	木	金	土	
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	
				1 燃	2 燃	3 燃	
4 燃	5 燃	6 燃	7 燃	8 燃	9 燃	10 燃	
11 燃	12 燃	13 燃	14 燃	15 燃	16 燃	17 燃	
18 燃	19 燃	20 燃	21 燃	22 燃	23 燃	24 燃	
25 燃	26 燃	27 燃	28 燃	29 燃	30 燃	※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。	

**12月**

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1 燃	2 燃	3 燃
4 燃	5 燃	6 燃	7 燃	8 燃	9 燃	10 燃
11 燃	12 燃	13 燃	14 燃	15 燃	16 燃	17 燃
18 燃	19 燃	20 燃	21 燃	22 燃	23 燃	24 燃
25 燃	26 燃	27 燃	28 燃	29 燃	30 燃	31 燃
※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。						

**3月**

日	月	火	水	木	金	土	
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	
			1 燃	2 燃	3 燃	4 燃	
5 燃	6 燃	7 燃	8 燃	9 燃	10 燃	11 燃	
12 燃	13 燃	14 燃	15 燃	16 燃	17 燃	18 燃	
19 燃	20 燃	21 燃	22 燃	23 燃	24 燃	25 燃	
26 燃	27 燃	28 燃	29 燃	30 燃	31 燃	※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。	

**家庭ごみの直接持込み**

**にしはりまクリーンセンター**  
(佐用町三ツ尾)  
TEL: (0790) 79-8550

燃えるごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ  
資源物のうちプラスチック・ペットボトル  
缶・ビン・新聞・雑誌類・紙類・段ボール  
紙バック・布類・特殊ごみ

※持込み可能期間 月曜日から土曜日の8時30分から16時30分  
(日曜日、年末年始 12月31日から1月3日は除く)  
※直接持込みの場合は事前予約が必要です。  
※町有料指定袋、シールにて搬入した場合でも料金を徴収します。

**上郡町最終処分場**  
(栗原) TEL: 55-1551

埋立ごみ(陶器、ガラス、タイル、土砂、瓦など)  
※持込み可能期間 月曜日から金曜日の9時~12時、13時~16時30分  
土曜(30分迄)の搬入は、水・木・金に限る  
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日は除く)

燃えるごみ	週2回程度
燃やさないごみ	月1回程度
資源物(プラスチック)	月2回程度
ペットボトル	月1回程度
ビン類	月1回程度
缶類	月1回程度
新聞・雑誌類 紙類(紙容器・雑がみ)	2ヶ月1回程度
段ボール/紙パック 紙類(紙容器・雑がみ)/布類	2ヶ月1回程度
埋立ごみ	2ヶ月1回程度
粗大ごみ 使用済み家電電	月1回程度
特殊ごみ 電池、蛍光灯、電球、 水銀使用品、電子 タバコ、充電式電池、 モバイルバッテリー	3ヶ月1回程度

**違法な不要品回収業者に注意!!**  
許可を持たない業者から料金を請求されてトラブルになったり、業者が回収した廃棄物を不法投棄や、不正輸出する事例が全国で発生しています。

**STOP! 不法投棄**  
違法な回収業者です  
「不法投棄による罰則」  
罰金5万円以下、または1年以下の懲役  
空き缶やタバコのごみは、多くの人に迷惑がかかります。必ず、指定の収集日により分別して出してください。  
「不法投棄による罰則」  
罰金5万円以下、または1年以下の懲役